

福井県と愛知大学との就職支援に関する協定書

福井県（以下「甲」という。）と愛知大学（以下「乙」という。）は、福井県の次代を担う人材の育成・確保を図るため、相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力を努め、学生に対し福井県内の企業情報等を提供するなど就職活動を支援することにより、福井県出身学生を中心にU I ターン就職の促進を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携・協力して実施する。

- （1）学生に対する県内の企業情報、各種イベント等の周知に関すること。
- （2）学生に対する福井県で暮らすメリットや魅力の説明等に関すること。
- （3）学内で行う合同企業説明会等の開催に関すること。
- （4）保護者向けの就職セミナーの開催に関すること。
- （5）学生のU I ターン就職に係る情報交換および実績把握に関すること。
- （6）県内企業における学生のインターンシップ受入の支援に関すること。
- （7）県内企業の採用活動の支援に関すること。
- （8）その他、学生のU I ターン就職促進に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知りえた情報について、第三者に対し開示または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。なお、本条項に定める義務は、期間満了後も存続するものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに甲乙いずれかから特段の意思表示がない場合、本協定は期間満了の翌日から起算してさらに1か年更新するものとし、その後も同様に扱う。

（疑義の協議）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印をして、各自その1通を所持する。

令和元年12月10日

甲 福井県福井市大手三丁目17-1

福井県知事 杉本 達治



乙 愛知県豊橋市町畑町1-1

愛知大学学長 川井 伸一

